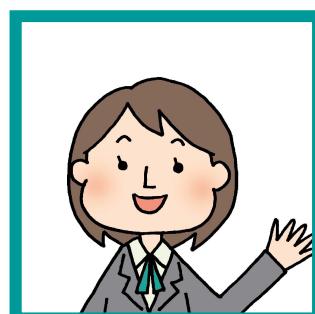
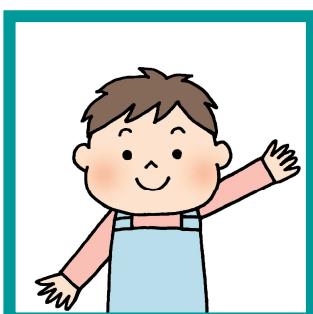
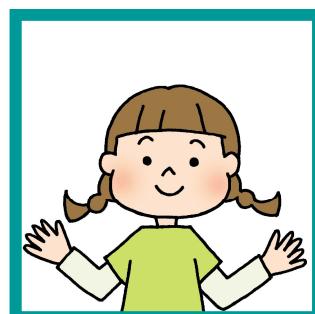
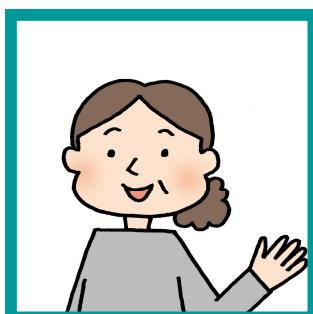
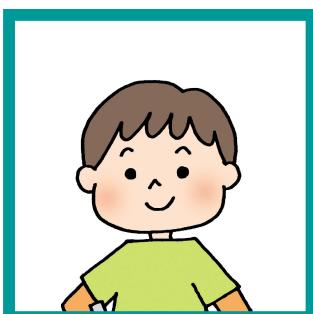
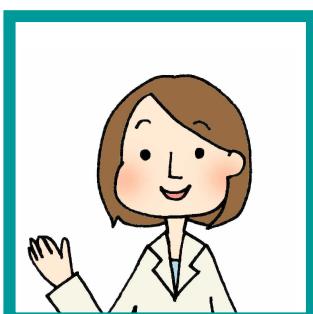


第4期

京田辺市地域福祉計画

《令和4年度～令和8年度》



令和4年3月

京田辺市

1. 計画策定にあたって

●計画策定の背景●

近年、地域の課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。

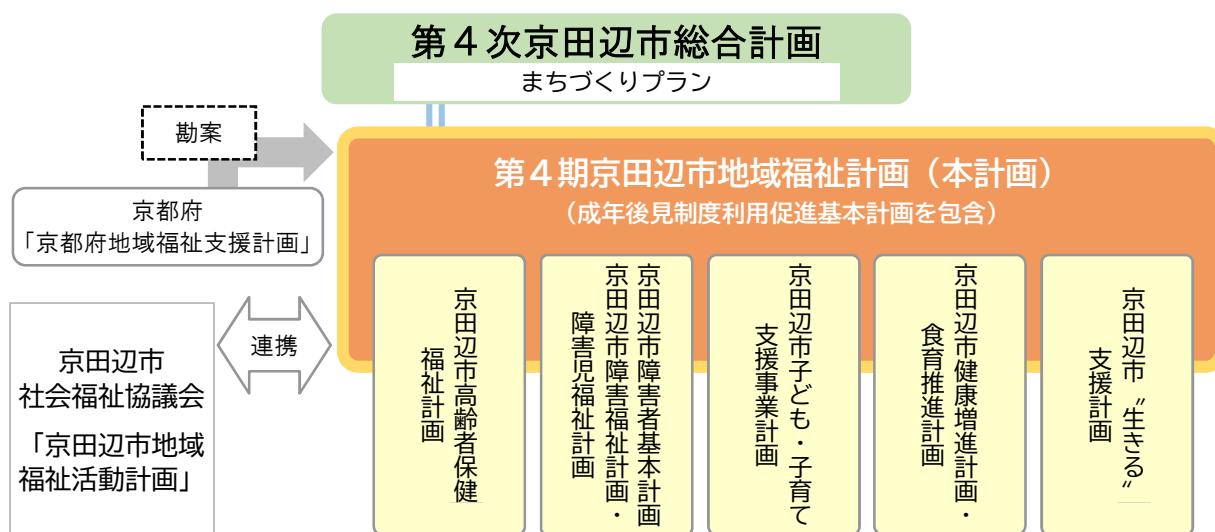
本市ではそれらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立をめざして、「第4期京田辺市地域福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

●計画の位置づけと期間●

本計画は、「第4次京田辺市総合計画」に則した福祉分野の計画であり、福祉分野の個別計画との整合を図るとともに、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28（2016）年5月）に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定します。

また、京田辺市社会福祉協議会が策定する、市民・民間団体の行動計画である「京田辺市地域福祉活動計画」とも連携を図り、一体的に地域福祉を推進していきます。

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とします。



●計画策定に向けて●

本計画における地域福祉の考え方として、従来の生活課題のほかに、孤独やひきこもりなど「社会的孤立」の新たな課題が浮き彫りとなり、既存のサービスだけでは対応が困難な状況から、課題の解決に向け、様々な分野が連携した切れ目のない支援が必要となっています。地域の活動者や福祉の担い手等とも連携し、きめ細かな支援につなぐことができる包括的な支援体制を構築し、本市の地域福祉をより充実させていくものとします。

地域福祉には必要な4つの「助け」があり、地域で互いに支え合い、助け合うことで成り立ちます。

地域社会が、すべての人たちにとって住みやすくなるためには、公的な制度による福祉サービスの整備・提供(公助)だけでなく、同居家族を含めた自らの行動(自助)や、住民等の身近な人間関係の中で支え合い、助け合うこと(互助)も大切です。同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者等の地域における活動(共助)の重要度が、ますます高まっています。

地域福祉に必要な4つの「助け」



2. 計画のめざす方向性

●基本理念●

本市では、地域共生社会の実現と、市民と行政の協働による地域福祉の実現をめざして、「第3期京田辺市地域福祉計画」で設定した基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

お互いさんの心と絆ではぐくむ 心豊かなまち 京田辺

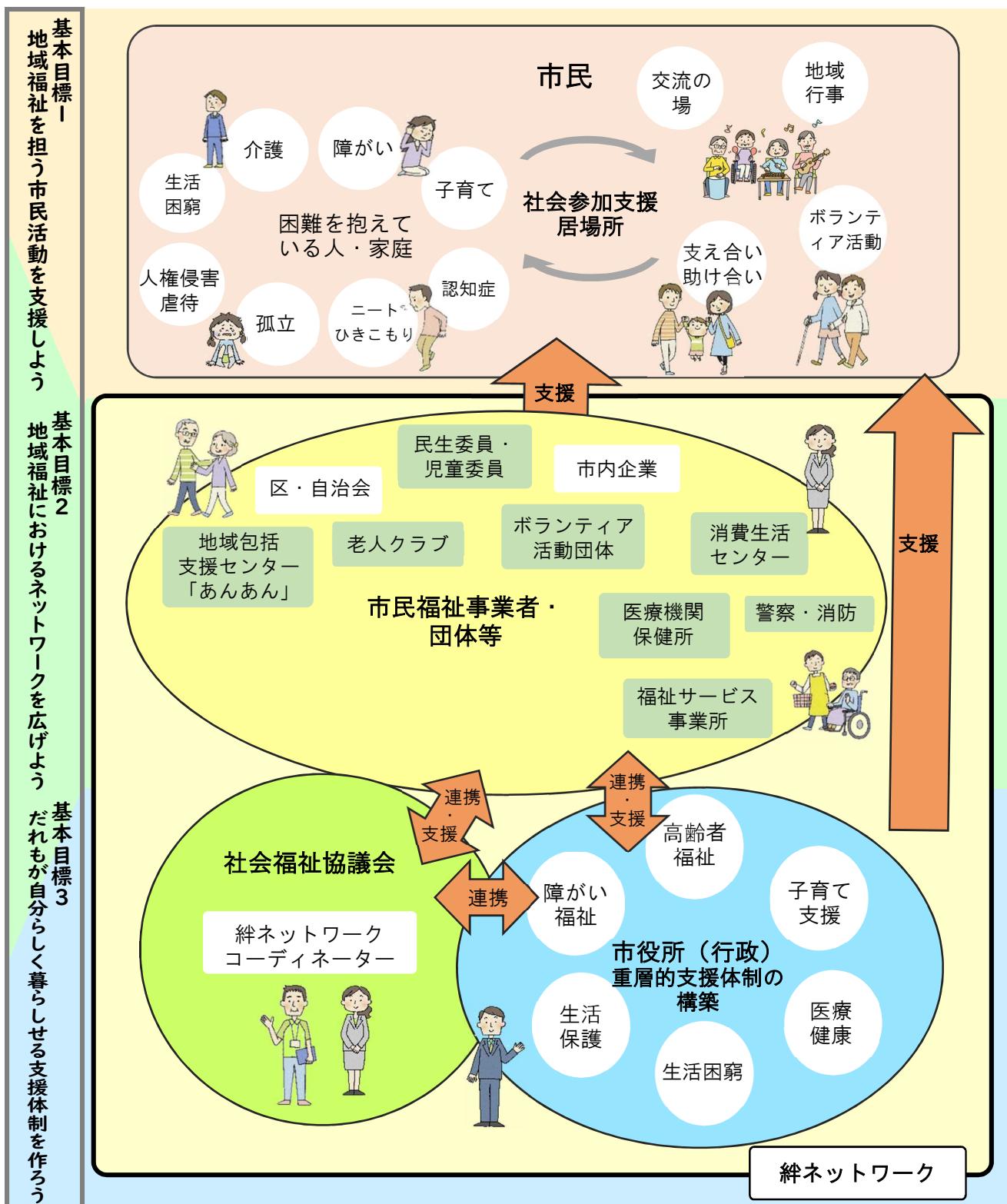
地域福祉の推進には、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。それは、市民一人ひとりの参画のもとに、助け合いやふれあいの輪（和）を広げていく、継続的な活動であり、「みんなではぐくむ」という視点が必要です。

すべての地域住民が支援の対象であり、だれもが生涯にわたり、住み慣れた地域で「一人ひとりの権利が尊重され、その人らしく自立した生活をおくことができるようになります」が重要です。

この基本理念を前提に、市民がお互いの個性を尊重し合いながらふれあい、地域の多様な生活課題の解決に向けて、地域全体が一丸となって取り組んでいくまちづくりを引き続きめざします。

●本市がめざす地域共生社会●

本市では、社会福祉協議会や市内福祉事業者・団体等と連携し、圏域にあわせた取組を進めながら、市民を包括的に支えられる地域共生社会を構築します。



●基本目標●

本計画では、計画の基本理念である「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺」をめざすため、次の3つの基本目標と8つの行動目標を設定します。

基本
目標

1

地域福祉を担う市民活動を支援しよう

地域福祉を推進するためには、人的資源が不可欠であり、地域に住む人が隣近所の人や地域のことに関心を持ち、主体的に行動する気運を作り出すことが必要です。

地域や福祉への関心を高めながら、地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、自主的な地域福祉活動の推進につなげていくことを、第1の目標に掲げます。

行動目標1

主体的に活動する
市民・団体を育てよう

行動目標2

住民が地域福祉活動に参加
する機会を充実させよう

基本
目標

2

地域福祉におけるネットワークを広げよう

地域の中で希薄化する人と人とのつながりを維持するためには、住民同士が交流の機会を増やし、つながりを強める機会づくりが重要です。

地域で活動する団体や事業者が連携・協働することによってこそ、地域の福祉力が十分に発揮されることになります。地域の充実したネットワークづくりによって地域福祉の充実をめざすことを、第2の目標に掲げます。

行動目標3

地域福祉のネットワーク
を拡大しよう

行動目標4

日常的な地域のつながり
を強化しよう

基本
目標

3

だれもが自分らしく暮らせる支援体制をつくろう

市民が地域生活をおくるうえで、自分に合った福祉サービスを探し、選び、利用できる環境が必要です。また、社会状況の変化により地域福祉問題が複雑化・多様化し、それらの人を重層的に支援できる体制が求められています。

だれもが地域において、阻害されることなく、自分らしく暮らしていけるような支援体制づくりをめざすことを、第3の目標に掲げます。

行動目標5

地域生活を支えるサービス
の情報提供を充実させよう

行動目標7

関係機関との重層的な
支援体制を構築しよう

行動目標6

気軽に相談できる体制を
めざそう

行動目標8

権利擁護の体制を
充実させよう

3. 行動目標ごとに取り組むこと

行動目標	施 策 名	内 容
1 団体を育てよう 主体的に活動する市民・	施策1 福祉に関する学びの場の提供 施策2 ボランティア活動への参加促進 施策3 地域の自治活動の促進 施策4 事業所や企業、大学と連携した住民主体の地域づくり	小・中学校等における福祉教育や、福祉に関する市民向け講座の実施など、学びの場の提供に取り組みます。 地域住民主体の日常生活支援等のボランティア活動を推進し、幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。 活動者が地域貢献できるよう区・自治会主体の活動促進や、自治活動の担い手の確保と育成を行います。 民間の事業所や企業、市内大学等との連携による地域活動を推進し、より活発な地域づくりを行います。
2 住民が地域福祉活動に参加させる機会 を充実させよう	施策1 地域福祉活動に関する情報発信の充実 施策2 地域福祉活動団体の活性化 施策3 地域福祉活動に参加しやすい環境の整備	身近な地域活動について、わかりやすい情報提供や、情報入手が困難な人への情報提供支援を行います。 地域福祉活動団体等の活動や団体間の情報共有、連携支援などを図り、活動の活性化につなげます。 社会資源・地域資源の発見・活用や、地域福祉活動への参加しやすい環境づくり等に取り組みます。
3 ワーカーを拡大しよう 地域福祉のネット	施策1 地域における助け合いのネットワークづくり 施策2 地域活動団体との連携支援 施策3 関係団体・機関等との情報共有	地域の生活課題の把握、解決に向けて、市民・団体・行政等が連携するネットワークを構築します。 地域課題の解決に向けて、地域活動団体等の協働による取組が可能となるよう、連携を支援します。 地域活動等で把握された問題を関係機関と共有し、連携・協働による課題解決に取り組みます。
4 がりを強化しよう 日常的な地域のつな	施策1 地域における気づき・見守り活動等の促進 施策2 地域の防犯意識の向上 施策3 地域の防災体制づくり	孤立化防止や、福祉課題の早期発見等に向けて、見守り活動等の促進や、関係づくりに取り組みます。 犯罪被害の未然防止に向け、防犯・犯罪情報の発信や、啓発活動の実施など、防犯意識の高揚を図ります。 防災意識の啓発や、関係部署との連携による避難行動要支援者の支援体制の整備など、地域の防災体制づくりに取り組みます。

行動目標	施 策 名	内 容
5 地域生活を支えるサービスの情報を提供を充実させよう	施策1 福祉に関する情報発信の充実	情報社会に対応した手段を活用し、福祉に関する情報発信のさらなる充実に取り組みます。
	施策2 多様な情報提供体制の構築	わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化を図るため、多様な情報提供体制の構築に取り組みます。
	施策3 新たな情報発信手段の検討	市が発信する情報について、情報発信の手段や方法等について検討します。
6 関係機関との重層的な支援体制を構築しよう	施策1 相談窓口に関する情報発信の充実	悩みや不安を抱えた時の相談先がわかるよう、各相談窓口の情報を、すべての市民に伝わるよう発信します。
	施策2 各種相談窓口の充実・強化	各相談窓口が、相談者が抱える課題を受け止め、内容により専門機関へ適切につなげるなど対応が図れるよう、相談窓口の充実・強化に取り組みます。
	施策3 気軽に相談しやすい環境づくり	様々な支援を必要とする人たちを、各相談窓口までつなぐことができる体制づくりに取り組みます。
7 関係機関との重層的な支援体制を構築しよう	施策1 断らない相談支援体制の構築	市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図るために、だれもが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制の構築に努めます。
	施策2 多機関による情報共有、支援体制の構築	社会資源を活用し、困りごとを抱えた人を的確な支援やサービスへとつなぐ連携体制づくりを推進します。
	施策3 福祉サービスや支援のさらなる充実	複雑な制度の狭間の生活課題に対応するため、従来の公的な福祉サービスや、住民参加を主体とした地域福祉活動の充実に取り組みます。
8 権利擁護の体制を充実させよう	施策1 虐待等の暴力の防止	様々な虐待等の未然防止、早期発見に向けて、虐待防止に係る周知啓発や、支援につなぐ体制を強化します。
	施策2 人権に関する学びや人権啓発の推進	一人ひとりの人権が尊重されるよう、市民と行政が一体となって人権意識の高揚を図ります。
	施策3 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)	認知症高齢者等で成年後見を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、支援体制の充実やネットワークの強化などを図ります。

4. 計画の推進のための役割

地域福祉計画を推進するためには、地域福祉活動の主役の市民と、事業者、社会福祉協議会、行政が、それぞれの担うべき役割を認識し、協働の考えのもと、効果的な活動、施策の推進をめざす必要があります。

市 民

- 一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持って、地域のみんなと協力して取り組みます。

自ら地域を知り、考え、地域の様々な問題解決に取り組むとともに、地域福祉の担い手としての見守り等の活動や、自治会活動等への積極的な参加が求められています。区・自治会においては地域住民との連携・協力による活動が期待されます。

地域福祉に関する事業者

- 地域福祉の拠点となります。

提供する福祉サービスの質の確保、事業内容等に関する情報提供等の取組が求められるとともに、福祉教育の場としての役割や、各サービス事業者間や地域との連携が期待されます。

民生委員・児童委員

- 地域福祉の推進に努めます。

福祉サービスが必要な人、虐待や暴力、孤立、ひきこもり等の問題を抱える人への相談支援等を行い、行政等へつなぐことが求められています。

社会福祉協議会

- 市と連携しながら、地域に密着した取組を進めています。

「京田辺市地域福祉活動計画」策定や本計画の推進・調整役としての役割のほかに、住民主体の取組となる仕組みづくりを、市と協働で推進することが期待されます。

ボランティア・NPO

- 地域の人や関係機関と広く連携しながら、施策を進めています。

各団体が連携し、活動内容の充実や福祉サービスの多様化により、様々なニーズへの対応を行い、地域の課題を解決することが求められています。

行 政

- 地域や関係機関と広く連携しながら、施策を進めています。

市の各部署が地域福祉についての理解・認識を深めるとともに、地域の様々なニーズに対応するために取り組むべき施策を推進します。

第4期京田辺市地域福祉計画【概要版】(令和4年3月)

京田辺市 健康福祉部 社会福祉課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

TEL : 0774-63-1127 FAX : 0774-63-5777